

○財務省告示第百六十七号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十九年五月二十九日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年六月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百八十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格
額	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争
面	格 第 I 加 場 行 争	格 第 I 加 場 行 争	格 第 I 加 場 行 争	格 第 I 加 場 行 争	格 第 I 加 場 行 争	格 第 I 加 場 行 争	格 第 I 加 場 行 争
金	競 I 加 場 行 争	競 I 加 場 行 争	競 I 加 場 行 争	競 I 加 場 行 争	競 I 加 場 行 争	競 I 加 場 行 争	競 I 加 場 行 争
五		九	四	十	三		
万		千	千	四	兆	額	千
円		五	九	万	九	面	万
		百	十	五	千	金	面
		円	六	千	九	額	額
			億	七	百	で	で
			二	百	十	四	三
			千	五	六	千	兆
			三	十	億	九	九
			百	円	四	十	千
			二		千	五	九
			十		億	億	百
			五		千	四	四
			万		九	億	億
					百	五	五
					四		

各 申 込 み の うち 応募 額 を 順 次 割 り
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非
 格 競 争 入 札 発 行 「 と い う 。 」
 額 千 万 円 額 三 兆 九 百 四 億 五
 面 金 額 四 千 九 十 五 億 円

三 兆 九 百 十 六 億 四 千 九 百 四
 兆 九 千 九 百 十 五 億 二 千 三 百 十
 五 億 九 千 六 百 二 十 五 万

